

北本市総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、北本市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開会30分前から会議の開会前までに、別記様式の北本市総合教育会議傍聴申請書に必要な事項を記入し、提出しなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(2) 掲示板、プラカードの類を携帯している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げるもののほか、議長が傍聴を不相当と認める者

4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用すること。

(4) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為を行うこと。

(5) 飲食又は喫煙を行うこと。

(6) みだりに席を離れること。

(7) 議長の許可を得ずに写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為と認められること。

5 議長は、傍聴人が前項に掲げる行為をしたときは、これを制止し、又は当該傍聴人を退場させることができる。

（傍聴人の退場）

第3条 傍聴人は、議長が会議を非公開としたときは、速やかに退場しなければならない。

（委任）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月27日から施行する。

別記様式（第2条関係）

北本市総合教育会議傍聴申請書

（宛先）北本市長

年 月 日開催の北本市総合教育会議を傍聴したいので、北本市総合教育会議の傍聴に関する要領第2条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

受付番号 号